

# 橋本市民の方が定期予防接種(高齢者用肺炎球菌・帯状疱疹)を県外で接種する場合の流れ

1. まず、接種の前にご本人(又はご家族・施設職員様)から「予防接種依頼申請書」を橋本市

いきいき健康課へ提出してください。(電子申請も可能です)

※申請者の連絡先(ご家族様携帯・施設等)の記入をお願いします。

2. 「予防接種依頼書」を申請者様に送付しますので、接種する医療機関などへお渡してください。

※橋本市の予診票も同封しますので、そちらをお使いください。

※医療機関への予約はご自身でお願いします。

※事務手続きの都合上、2週間ほどかかりますので余裕を持ってご申請ください。

3. 接種費用は一旦、全額自己負担でお支払いください。

4. 接種後は、下記を揃えて橋本市いきいき健康課へ提出してください。

- 領収書(どの注射を受けたか分かるもの)
- 予診票写し(本人控の写し)
- 「予防接種費助成金交付申請書兼還付請求書」
- 還付金を振り込む口座情報の写し(ご本人様名義のもの)

※提出期限は令和9年3月31日です。

5. 約1か月後、自己負担金を除いた金額分(還付金額)をご本人様名義の口座へ振り込みます。

		自己負担金額	還付金額上限
高齢者肺炎球菌		3,500円	8,259円
帯状疱疹	生ワクチン	3,000円	5,789円
	組み換えワクチン(一回につき)	7,000円	14,989円

〒648-8585 橋本市東家 1-1-1

橋本市健康福祉部いきいき健康課

保健予防係 0736-33-6111(直通)